

出席停止の日数の数え方について

◎日数の数え方はその症状が見られた日は算定せず、その翌日を第一日とします。

「解熱した後3日を経過するまで」の場合例えば解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は日数には数えず火曜(1日)、水曜(2日)、木曜(3日)の3日間を休み、金曜から登園可能という事になります。

図：「出席停止期間:解熱した後3日を経過するまで」の考え方

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	解熱	1日目	2日目	3日目	登園可能→	

◎インフルエンザにおいては高南幼稚園独自のルールを適用します。

発症した日から1週間、月曜日に発症した場合は翌月曜日から登園可能となります。

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	発症	欠	欠	欠	欠	休
休	登園可能→					

学校において予防すべき感染症（学校保健安全法施行規則第18条）

第一種	発生は稀だが重大な感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MARS)、特定鳥インフルエンザ、指定感染症、新感染症
第二種	飛沫感染し、流行拡大の恐れがある感染症	インフルエンザ、百日咳、麻疹、風疹、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜炎、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	飛沫感染が主体ではないが、放置すれば流行拡大の可能性がある感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O157など)、腸チフス、パラチフス、流行性結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症
その他		溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ、感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症、ノロ、ロタ)、アデノウイルス、RSウイルス感染症、アタマジラミ、水いぼ、とびひ

※法令が改定されますと一部内容が変更になる場合があります

第一種感染症・・完全に治癒するまで

第二種感染症・・症状により医師に伝染の恐れがないと認めた場合はこの限りではない

第三種感染症・・症状により医師において伝染の恐れがないと認めるまで

その他感染症・・出席停止にはならないが医師の判断を受け、伝染の恐れがないと認めるまで

幼稚園は集団生活の場です。元気だから解熱したから・・という自己判断ではなく、少しでも感染の恐れがある思われる場合には登園を控え、受診するなどし、治療後の登園については医師や専門家、園に相談してください。